

時間外労働及び休日労働に関する協定書

〇〇運送株式会社 代表取締役 高知 太郎 (以下「甲」という。) と
 〇〇運送株式会社 労働者代表 高知 一郎 は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を越えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を越える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規程に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

※下記、延長することができる時間の自動車運転者の時間は、ほぼ上限の時間ですので記入する際には、貴社の労働時間に合わせて記入して下さい。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間				期 間
				1日	1日を越える一定の期間 (起算日)			
					2週 (▽月1日)	1箇月 (▽月1日)	1年 (▽月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	○ 需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため	自動車運転者	15	7	52	127	1170	令和××年 ▽月1日) 令和×◇年 △月31日
	○ 一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため	荷役作業員	5	4	/	45	360	
	○ 当面の人員不足に対処するため	〇〇〇〇	2	4	/	45	360	
	○ 毎月の精算事務のため	経理事務員	3	4	/	45	300	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	○ 需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため	自動車運転者	5	7	52	127	1150	令和××年 ▽月1日) 令和×◇年 △月31日
	○ 一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため	荷役作業員	3	3	/	42	320	
	○ 当面の人員不足に対処するため	〇〇〇〇	1	3	/	42	320	
	○ 毎月の精算事務のため	経理事務員	2	3	/	40	280	

※育児又は家族介護を行う労働者の延長することができる時間を協定した場合は、空欄に書き入れてください。

2 自動車運転者については、前項の規程により時間外労働をおこなわせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
需要の季節的な増大に 対処するため	自動車 運転者	20	○ 法定休日のうち、2週を通じ1回 ○ 始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	令和××年 ▽月1日 ） 令和×◇年 △月31日
	荷役 作業員	8	○ 法定休日のうち、4週を通じ2回	
	〇〇〇〇	3	○ 始業時刻 午前8時30分 ○ 終業時刻 午後5時00分	
毎月の精算事務のため	事務員	5		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者以外の者については、前2条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第5条 第2条又は第3条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第7条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも令和××年▽月1日とする。

2 本協定の有効期間は、令和××年▽月1日 から 令和×◇年△月31日までとする。

令和××年〇月◇日

(労働者代表)

〇×課 ◇◇
高知 一郎

Ⓜ

(使用者職氏名)

代表取締役
高知 太郎

Ⓜ